

令和元年
10月より

幼児教育・保育の無償化

が始まります！

【対象】

- ① **保育の必要性のある**3歳児から5歳児クラスの子ども
- ② **保育の必要性のある**
0歳児から2歳児クラスの**市民税非課税世帯**の子ども

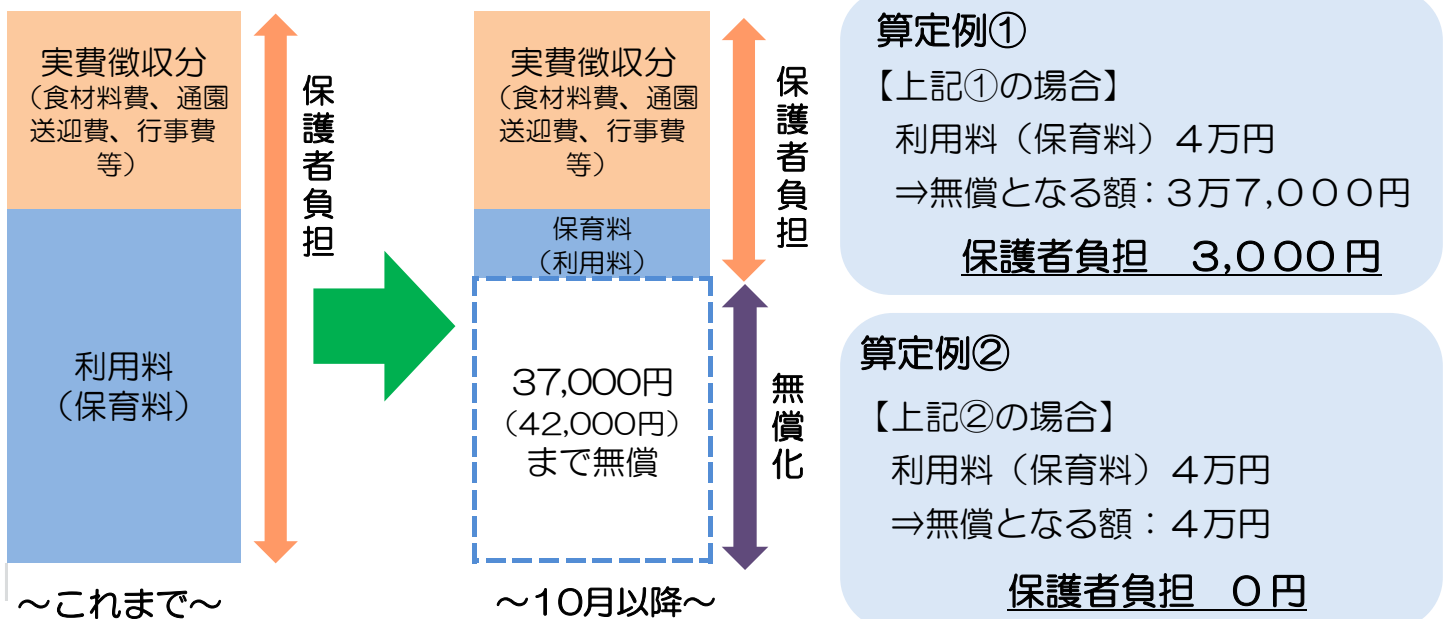
※保育の必要性とは・・・仕事や、出産、疾病、親族の介護、就学等で、保護者が保育をできない事由があることを言います。

【利用料(保育料)】

- ◆上記①対象者：**月額3万7,000円**まで無償
- ◆上記②対象者：**月額4万2,000円**まで無償



実費として徴収される**食材料費**や**行事費**等は**無償化の対象外**となり、これまでどおり保護者負担となります。



無償化の対象となるためには、中央市から

施設等利用給付認定を受ける必要があります。

詳しくは裏面をご覧ください。

施設等利用給付認定



施設等利用給付認定は、保育の必要性がある世帯が対象です。

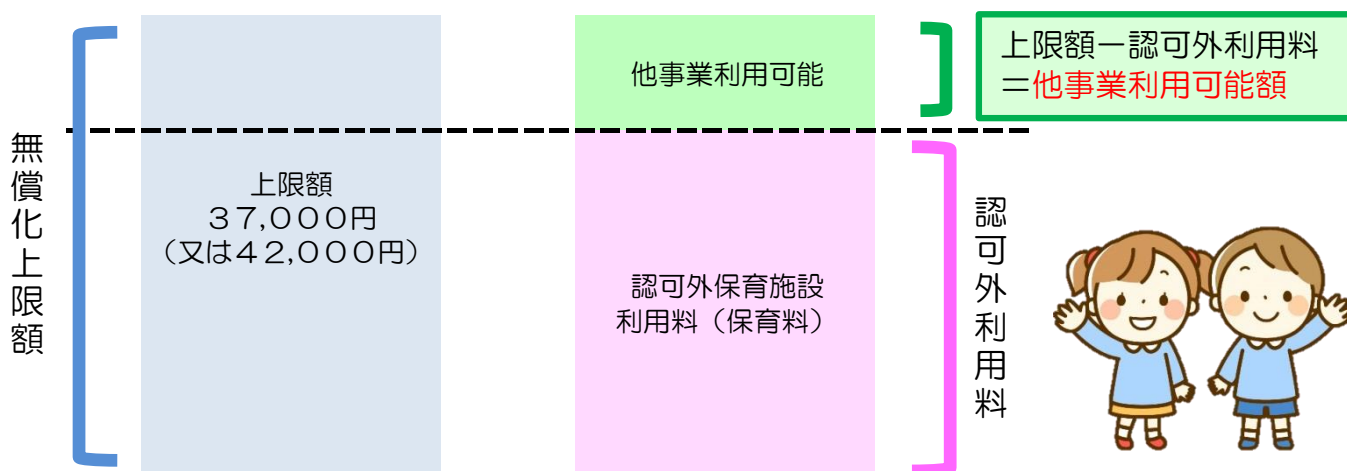
保育の必要性とは、保護者が保育をできない事由があることを言います。

【保育をできない事由】

就労（月48時間以上）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居親族の介護・看護、求職活動（原則3ヵ月）、就学・職業訓練 等

施設等利用給付認定を受けた場合、表面に記載したように、認可外保育施設の利用料(保育料)が**上限額まで無償**となります。上限に満たなかった場合、**以下の事業も無償化の対象**となります。

- ◆一時預かり事業
- ◆病児保育事業
- ◆ファミリー・サポート・センター事業



◆申請は中央市に行い、**申請書と添付書類の提出**が必要です。

◆支給方法は**償還払い**となります。

施設に一度支払いをし、市に領収書等必要書類を添えて請求していただきます。請求後、書類を審査し、指定口座に振り込みます。

【申請書類等提出先・お問い合わせ】

中央市役所 本館4番窓口 **子育て支援課 保育担当**

中央市臼井阿原 301 番地 1 TEL:055-274-8557

令和元年7月発行

